

会議開催時の感染症対策について

令和 2 年 4 月 6 日

新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症が拡大している中、会議開催に当たっては、次の事項を徹底するとともに、1 及び 2 については開催通知等に明記していただくようお願いします。

1 健康状態確認の徹底

発熱等の風邪の症状がある場合は、会議に出席しないよう徹底する。

2 マスクの着用

出席者の人数に関わらず、会議中はマスクを着用する。

3 手指消毒液の配置

会場には手指消毒液を置き、会議の開始、終了時に手指の消毒をする（消毒液を所有していない部署については、地域安全課に連絡し借り受ける）。

4 換気の徹底

会議中は、窓を開け、外気を取り入れる。

5 レイアウトの工夫

出席者同士が接近しないようなレイアウトにする。また、対面になる場合は、できる限り 2 メートル以上間隔を空ける。

6 時間の短縮

効率よく会議を進行し、長い時間、会議室にとどまらないようにする。